

介護保険サービスにおける事故の報告について

サービスの提供により事故が発生した場合には、各運営基準の規定により速やかに市町村利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとされている。

【報告の対象】

介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者が行う介護保険適用サービスとする。

【報告の範囲】

①サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生

(注1)「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の事故も含む。また、在宅の通所・入所サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は「サービスの提供中」に含まれるものとする。

(注2)ケガの程度については、外部の医療機関で受診を要したものを原則とするが、それ以外でも家族等に連絡しておいた方がよいと判断されるものも含む。

(注3)事業者側の過失の有無は問わない。(利用者の過失によるケガであっても、(注2)に該当する場合は報告すること。)

(注4)利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき(トラブルになる可能性があるとき)は報告の対象とする。

②食中毒及び感染症・結核の発生

(注)サービス提供者に関連して、発生したと認められる場合とする。(新型コロナウイルス感染症の発生も含む)

③職員の法令違反・不祥事等の発生

(注)利用者の処遇に影響のあるもの(例：預り金の横領、送迎時の交通事故など)を対象とする。

※その他、報告が必要と認められる重大な事故の発生。